

## 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

## ■ 主な修正案の内容

## 1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- (1) 住民への適切な情報伝達の観点から、市町村長から住民へ発出される避難情報について「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」への一本化されたことを踏まえた修正

(該当例)

現行	修正後
第2章 災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備 第6 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、関係周辺市が屋内退避または避難のための立ち退きの <b>勧告または指示</b> 等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言する。	第2章 災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備 第6 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、関係周辺市が屋内退避または避難のための立ち退きの <b>指示</b> 等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言する。

- (2) 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、災害対策基本法上で、市町村への個別避難計画の作成の努力義務化が規定されることを踏まえた修正

(該当例)

現行	修正後
第2章 災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備 第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 1 県がとる措置 ② 市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言する。 その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。	第2章 災害事前対策 第7節 避難収容活動体制の整備 第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 1 県がとる措置 ② 市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言する <b>とともに、個別避難計画を作成するよう働きかける。</b> その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。

## 2 原子力事業者との連携体制の明確化

原子力防災訓練を通して確認してきた、原子力事業者防災業務計画に基づく連携体制を明記

(該当例)

現行	修正後
第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立 (新規)	第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立 <b>第11 原子力事業者との連携</b> <u>県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。</u> <u>また、要請を受けた原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>発電所内の状況に関する情報提供、環境モニタリング、避難中継所運営を支援する要員の派遣、輸送手段の提供</u></li> <li>・ <u>その他県および関係周辺市が実施する緊急事態応急対策</u></li> </ul>